

教育財産使用許可書

指令龍北高第 4 号

申請者 住所 たつの市新宮町芝田 125-2
氏名 兵庫県立龍野北高等学校
鶏鳳北同窓会長 菅井 稔
法人にあつては、所在地並び
に名称及び代表者の氏名

令和2年11月25日付け申請に係る教育財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び6月以内に神戸地方裁判所に対して兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年12月1日

許可権限者職氏名

兵庫県立龍野北高等学校長 栗林 秀忠



記

(使用許可物件)

1 使用を許可する物件（以下「物件」という。）は、次のとおりです。

所在 兵庫県たつの市新宮町芝田125-2
名称 兵庫県立龍野北高等学校
区分 建物
数量 本館棟（大講義室棟）1階 龍実・新宮記念館のうち 5.00 m²
使用部分 別図のとおり

(使用する用途)

2 使用者は、物件を同窓会事務の用途に使用し、その他の用途に使用することはできません。

(使用許可期間)

3 使用を許可する期間は、令和3年1月1日から令和5年3月31日までです。

(使用料)

4 使用料は、免除とします。

5 前項の使用料は、法令の改廃により使用許可期間中であっても変更することがあり、この場合においては、県は使用者にその旨を通知します。

(経費負担等)

6 使用者は、物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、物件に附帯する電気、ガス、水道、電話等の設備の使用に必要な経費を負担していただきます。

なお、この負担額は、別に通知します。

(使用上の制限)

7 物件は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する制限の範囲内で使用できるもので、使用者は、常に善良なる管理者としての注意をもって物件を維持保存してください。

8 使用者は、物件を 2 に規定する用途以外に使用できません。

9 使用者は、物件の修繕（通常の維持保全のためのものをいう。）、模様替え、その他管理上必要な行為をし、又は許可条件の全部若しくは一部を変更しようとするときは、事前に書面で許可権限者に申し出て承認を受け、その指示に従ってください。

(転貸し等の禁止)

10 使用者は、物件を他の者に転貸し、又は担保に供することはできません。

(使用許可の取消し又は変更)

11 許可権限者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができます。

(1) 公用又は公共用に供するため物件を必要とするとき。

(2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。

(原状回復)

12 使用者は、使用期間が終了したとき、又はこの許可を取り消されたときは、自己の負担において、許可権限者の指定する日までに、物件を原状に回復の上、返還しなければなりません。ただし、許可権限者が特に承認したときは、この限りではありません。

13 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、許可権限者は、使用者の負担においてこれを行うことができます。この場合においては、使用者は、何らの異議を申し立てることができません。

(許可の取消しによる損失の取扱い)

14 県が 11 の規定により使用許可を取り消した場合において、その取消しにより使用者に損失が生じても、県は、その損失を補償しません。

(損害賠償)

15 使用者は、その責めに帰する事由によって、物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、物件を原状に回復したときは、この限りではありません。

(有益費等の請求権の放棄)

16 使用期間が終了し、又は使用許可の取消しがあった場合において、使用期間中に使用者が物件に投じた改良のための有益費、必要費、その他の費用があっても、県は、これら一切の費用に対し補償しません。

(実地調査等)

17 許可権限者は、物件について随時実地調査を行い、又は所要の報告を求め、その維持保存又は使用について指示することがあります。この場合においては、使用者は、これを拒むことができません。

(細部事項の取扱い)

18 物件の使用に係る細部事項は別途指示します。

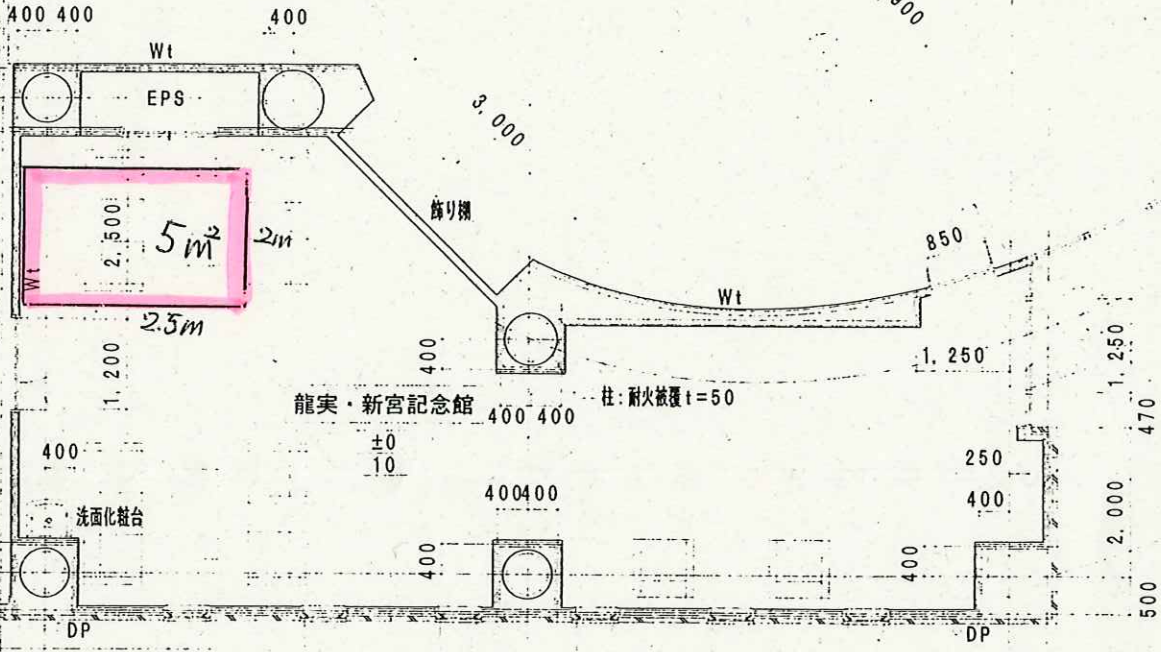
(疑義の決定)

19 この使用許可について疑義があるとき、又は物件の使用について疑義が生じたときは、すべて許可権限者の決定するところによります。

±0
10

柱:耐火塗装仕上

7.350
6
7.350
5



EXP. J

1,650 500 1,300 500 1,300 500 650 650 500 1,300 500 1,300 500 1,650

1,250 6,400 500 6,400 500

BX3

FX1

FX2

FX3

1,500

GX1

1階平面詳細図